

帯広圏都市計画地区計画の変更（帯広市決定）

都市計画弥生東地区地区計画を次のように変更する。

1. 地区計画の方針

名 称	弥生東地区地区計画	
位 置	帯広市東10条南15丁目から17丁目までの各一部、東11条南14丁目から17丁目までの各一部	
区 域	計画図表示のとおり	
面 積	約2.6ヘクタール	
地区計画の 目 標	<p>当該地区は、帯広市の中心部より東へ約2km程の所で、都市計画道路「弥生通」に接する交通の利便性に恵まれた地区である。</p> <p>また、東側は十勝川水系河川緑地(札内川)に接しており、今回、民間の開発行為により住宅地が造成されることから、地区計画を定め事業効果の維持及び増進を図り、良好な住環境の形成を図ることを目標とする。</p>	
区 域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 に 関 する 方 針	土地利用に 関する方針	一般住宅のほか、地域住民の利便性を考慮し店舗・事務所等も立地できる良好な居住環境が形成されるよう合理的な土地利用を図る。
	地区施設の 整備の方針	地区内の区画道路については、当該開発行為により整備されるので、その機能の維持、保全を図る。
	建築物等の 整備の方針	<p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、建築物等に関する制限を次のように定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住宅市街地としての環境保全が図られるよう、地区の土地利用にふさわしい「建築物等の用途の制限」を定める。 2 良好な住環境の形成に必要な敷地の確保を図るため「建築物の敷地面積の最低限度」を定める。 3 うるおいとゆとりある街並みが形成されるよう「建築物の壁面の位置の制限」を定める。 4 良好な街区景観の保全または形成が図られるよう、「建築物等の形態又は意匠の制限」を定める。 5 道路に面する宅地の緑化推進の効果を高め、景観上うるおいのあるまちなみを形成するため、「垣又はさくの構造の制限」として、門・塀の高さの制限を定める。

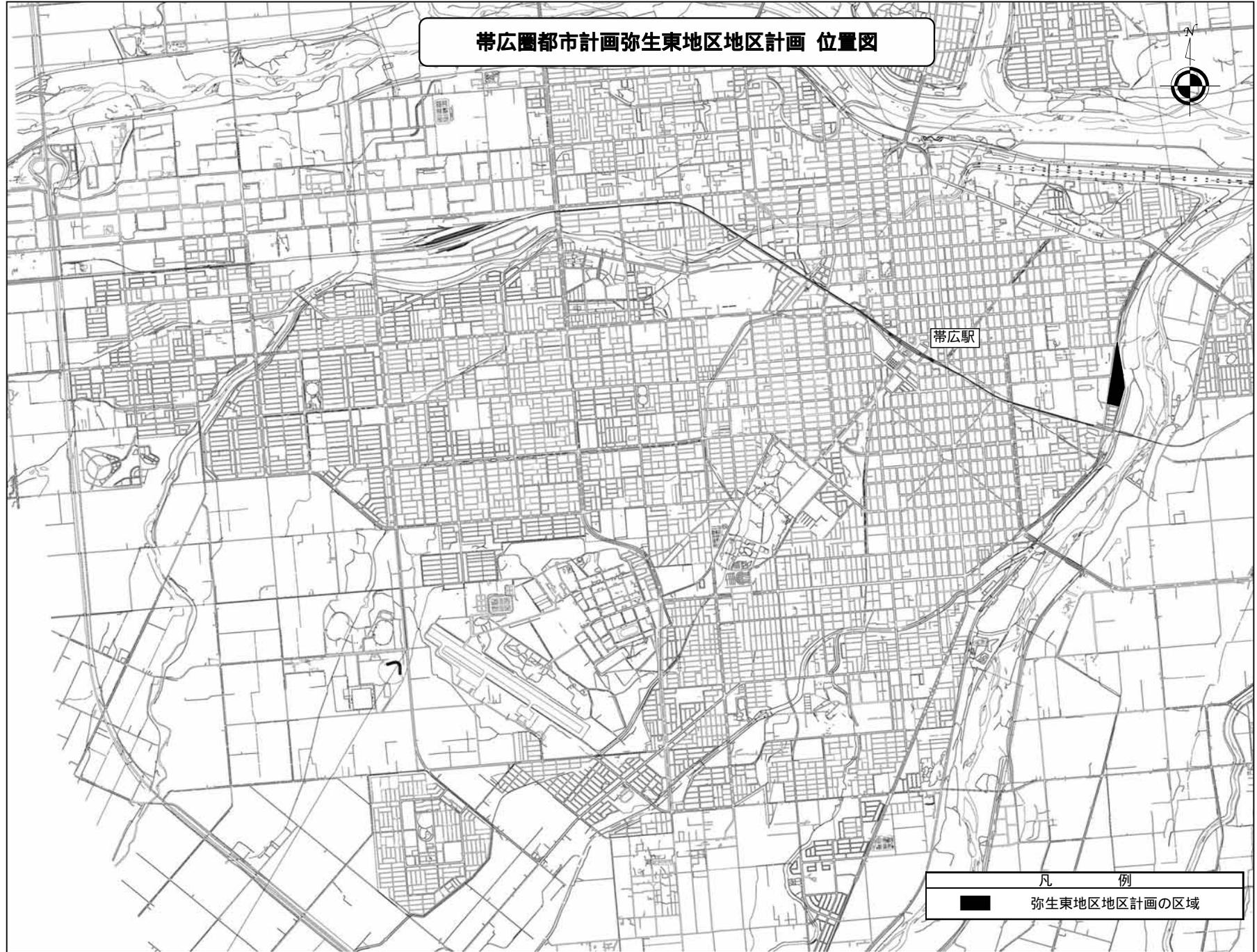
2. 地区整備計画

地 区 整 備 計 画 に 関 する 事 項	地 区 の 名 称	弥生東地区	
	地 区 整 備 計 画 を 定 め る 区 域	計画図表示のとおり	
	地 区 整 備 計 画 の 区 域 の 面 積	約 2. 6 ヘクタール	
	建 築 物	建築物等の用途の制限 次の各号に掲げる建築物は、建築してならない。 1. ホテル、旅館 2. ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令第130条の6の2で定める運動施設 3. 自動車教習所 4. 畜舎 5. 自動車車庫（附属車庫は除く。）	
	等	建築物の敷地面積の 最 低 限 度	200平方メートル
	に	建築物の壁面の 位 置 の 制 限	建築物(附属建築物で軒高2.3メートル以下のものは除く)の外壁又はこれに代わる柱の中心線から敷地境界線(隅切部分は除く。)までの距離の最低限度は次のとおりとする(河川敷地に接する部分は除く)。 1 北側敷地境界線(道路に接する部分は除く)は1.5メートル 2 北側を除く敷地境界線及び道路に接する敷地境界線は1.0メートル
	関	建築物等の形態 又 は 意 匠 の 制 限	1 建築物等の形態及び意匠については、良好な都市景観の形成に資するものとする。 2 広告物、看板等で刺激的な色彩又は装飾を用いることなどにより、美観風致を損ねるものは設置してはならない。
	す	垣又はさくの構造 の 制 限	門の高さは1.5メートル以下とする。 塀の高さは1.2メートル以下とする。 ただし、生垣はこの限りでない。
	計	備 考	用語の定義及び算定方法については、建築基準法及び同法施行令の例による。
	画		

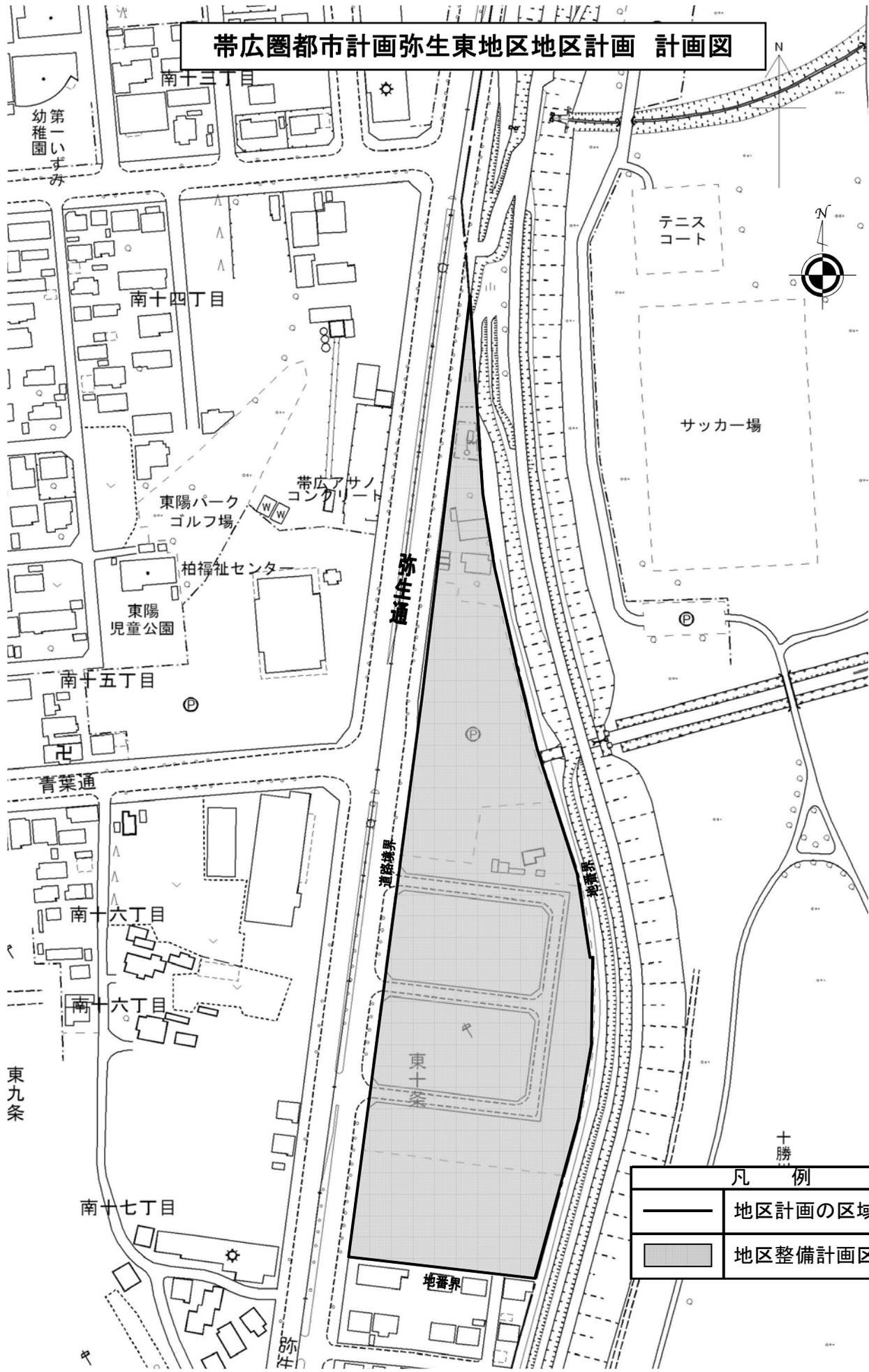
(理 由)

事業系の土地利用にあわせ地区整備計画を定め、壁面の位置の制限などにより環境の悪化を未然に防止し、うるおいとゆとりのある街並みの形成を図るため地区計画を変更するものである。

帯広圏都市計画弥生東地区地区計画 位置図



帯広圏都市計画弥生東地区地区計画 計画図



凡 例	
	地区計画の区域
	地区整備計画区域